

補助金の交付状況に係る調書【令和3年度交付分】

補助金の名称		犬山市観光協会運営補助金		市の担当部課	経済環境部観光課	
				問い合わせ先	0568-44-0342	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人犬山市観光協会		代表者名	小川 征一	
関係規定	法令	地方自治法		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市観光振興補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和56年度	補助終了年度	—
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		市とともに当市の観光行政の一翼を担っている団体であり、また、定款においても当市観光への貢献を組織目的として規定しているため。				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		犬山市観光協会の安定的な運営を支援することで、観光イベントへの参画や観光情報の発信強化による観光客の誘致を図り、当市の観光振興及び地域の活性化に繋げる。				
補助金の額 ()は一般財源の額		令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度予算	
		25,809,705 円	25,059,652 円	26,412,665 円	26,454,000 円	
		(25,809,750 円)	(25,059,652 円)	(26,412,665 円)	(26,454,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・宣伝物の制作、情報発信 ・観光展への参加 ・メディア、旅行会社へのセールス ・旅行商品の販売促進 ・観光美化 など 				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		119,149,713 円		
		うち補助事業全体の経費		32,319,404 円		
		うち補助対象経費		26,412,665 円		
		補助対象経費の内訳		人件費(市再任用職員1名)		2,785,709 円
				人件費(上記以外の職員5名)		23,626,956 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		事務局職員の人件費の80%、及び市再任用職員の人件費		
		補助限度額		前年度協議に基づく予算の範囲内の額		
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	当該年度の人件費支出確定前、概算により当初交付決定を行うため。	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		当市の観光地の魅力の発信や宣伝啓発による観光客の誘致及び知名度の向上。				
その他参考事項		余剰金には職員の退職積立金を含みます				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		35,826,324 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有	

※令和3年度の実績に基づき作成しています。